

ベリサインサーバ証明書クーポン販売約款

この「ベリサインサーバ証明書クーポン販売約款」（以下「本約款」という）は、日本ベリサイン株式会社（以下「ベリサイン」という）が発行する証明書のクーポン（以下「クーポン」という）をファーストサーバ株式会社（以下「当社」という）が販売する条件について定めるものとします。クーポンを購入するお客様（以下「購入者」という）は、本約款に同意したものとみなします。尚、本約款に同意いただけないお客様は、クーポンの購入は出来ません。

第1条 （定義）

1. 「基本契約」とは、購入者が当社との間で締結するレンタルサーバサービス（以下「サーバサービス」といいます。）の提供にかかる契約をいいます。
2. 「証明書」とは、当社が販売するクーポンを使用し、購入者がベリサインに発行の申請をし、取得をするデジタル証明書（製品名：セキュア・サーバID、有効期間1年間）をいいます。

第2条 （約款の変更）

1. 当社は、15日間の予告期間において変更後の契約約款の内容を契約者に対して通知することにより本約款を変更することができるものとします。
2. 契約者と当社とは、前項の予告期間経過時に変更後の契約約款の内容に同意したものとみなします。

第3条 （クーポンの購入）

1. 購入者は、基本契約に基づき当社のサーバサービスを利用している者に限ります。
2. 購入者は、当社が販売するクーポンの購入に際し、当社所定の申込み書類を当社所定の手段により提出するものとします。
3. 当社は、第3条に規定の料金の受領を確認した後、購入者から受領した書類に基づきクーポンを発送するものとします。

第4条 （料金）

1. 購入者は、当社が別に定める料金を当社の指定する手段により支払うものとします。
2. 当社は、理由の如何にかかわらず既に受領した料金を返金しないものとします。

第5条 （証明書発行）

1. 購入者は、自己の責任において、当社から購入したクーポンを利用し、ベリサインに申請手続きを行うものとします。
2. 証明書発行の可否は、ベリサインの独自の裁量により判断されます。当社は、ベリサインの証明書発行にかかる決定について何らの責任を負いません。
3. ベリサインの都合により当社はクーポンの販売を中断又は終了する場合があります。これらの場合、当社は、速やかにお客様に通知するものとしますが、当該中断又は終了については、何らの責任を負いません。

第6条 （制限事項）

1. 購入者は、証明書の有効期間中、証明書をサーバサービスで提供するサーバ環境以外で利用してはならないものとします。

第7条 （第三者による利用）

1. 購入者が当社から購入したクーポンを第三者に利用させる場合、購入者は当該第三者に本約款の各条項に同意させ遵守させるものとし、当該第三者の利用に関して一切の責任を負うものとします。

第8条 （当社からの解約）

1. 当社は、購入者が、本約款に定める義務に違反した場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合には、購入者に何らの催告をせずに基本契約を解約することができます。

第9条 （保証の排除）

1. 当社は、証明書の市場適格性、購入者の意図する使用目的への適合性、第三者の権利の不侵害などを含め、証明書について一切の保証をしません。

第10条 （免責）

1. 当社が販売するクーポンまたは、証明書の利用に関連し購入者が何らかの損害を受けた場合であっても、当社は、いかなる責任も負わないものとし、購入者に対し何らの賠償又は補償をしません。
2. 購入者は、当社が販売するクーポンまたは、証明書の利用に関連し自己と第三者との間に生じるクレーム、紛争又は紛争のおそれの一切（以下総称して「第三者紛争」という）について、その性質にかかわらず、これらを自己の責任と費用において解決するものとします。又、当社が何らかの理由により第三者紛争の対応を余儀なくされた場合、購入者は、当該対応により当社に生じた費用の全部（弁護士費用等の一切を含む）について、これを補償するものとします。

第11条 （秘密保持および個人情報の保護）

1. 当社は、当社が行なうクーポンの販売に関連して知り得た購入者の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、捜査機関等行政機関の照会による場合、または司法官憲の発する令状その他裁判により開示する場合にはこの限りではありません。
2. 当社は、当社が行なうクーポンの販売に関連して知りえた購入者の個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」及び「個人情報のお取扱に関する公表事項」に従って取り扱います。
3. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）に定める開示請求があった場合、前2項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。

第12条 （準拠法及び裁判管轄）

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. 本約款に関する訴訟について、当社及び購入者は、訴額に応じて大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

附則

1. 本約款は、2007年2月20日より施行するものとします。
2. 2008年7月10日 一部改定